

消費者の窓

～第21号～

・シリーズ④ みんなでつくろう！消費者が主役の社会！



シリーズ ④

越前市は、公正で持続可能な社会「消費者市民社会」をめざしています

- 1 不公正な事業者と取引しない
- 2 余計なサービスは断る
- 3 環境・人・地域に「やさしい」商品を選択する
- 4 買い過ぎない

「みんなでつくろう！消費者が主役の社会！」

「消費者市民社会」を実現するための行動 その④ **買い過ぎない** . . .

ある程度の買い置きはともかく、必要が無いのに大量に買い過ぎると、他の消費者に生活物資が回らなかつたり、消費期限が過ぎ大量廃棄されるといった悪影響を生じさせます。多くの消費者が買い過ぎない事を心がければ、必要な人に商品が行き渡り、資源の無駄を省くこともできるのです。



若者に多い消費者トラブル

通信販売で注文した商品が届かない!

- インターネット上には、実体のない店舗もあります。購入前に、必ず、事業者の所在地、担当者名、特に電話番号を確認しましょう。連絡先がメールアドレスだけのサイトは利用しない方が安心です。
- 「日本語が不自然」「極端に安い」「支払手段が銀行振り込みのみ」という場合は要注意です。
- 通信販売はクーリング・オフができないので、必ず返品特約を確認しましょう。



音声ガイダンスを利用した架空請求に気をつけて

携帯電話に着信があったので、かけ直すと「動画コンテンツに登録し料金を滞納している。支払わなければ民事訴訟を起こす」という音声ガイダンスが流れた。心当たりがない。



- 非通知や見知らぬ電話番号に出たり、かけ直したりしないようにしましょう。
- 「訴訟を起こす」などと言われて不安になっても、決して金銭の要求に応じてはいけません。覚えのない請求は無視しましょう。

携帯電話料金、滞納したらカードが作れないって、ホント?

「クレジットカードを作ろうとして申請したが、審査に通らなかった。理由を知りたいが、カード会社は教えてくれない。」



- 携帯端末機の代金と利用料を一緒に支払っている人は注意が必要です。端末代金が分割払いになっていると、滞納した場合、信用情報機関の滞納者リストに載り、クレジットカードが作れなくなったり、自動車ローンが組めなくなったりする恐れがあります。
※信用情報機関…個人が金融機関から借りた金額や、返済状況などの情報を収集・管理している団体のこと。
- 利用料金を滞納すると、新規の携帯電話会社との契約もできなくなるので注意しましょう。

『越前市消費者グループ10周年記念講座』を開催します。

毎日欠かせない食生活。その食品の「食品表示」について、正しく理解し、豊かなくらしを送りましょう。

●テーマ 「食品表示 みてますか??」

こづか さとし

- 講師 小塚 諭氏 至学館大学・教授 栄養科学科長
- とき 2月28日(日) 午後1時30分～3時30分
- ところ 越前市福祉健康センター 多目的ホール (アル・プラザ平和堂4F)
※平和堂駐車場にお車を停めて、駐車券をもって会場へお越しください。
- 主催 越前市消費者グループ連絡協議会 ●後援 越前市
- 問合せ 越前市消費者センター TEL 22-3773

